

○長浜市交通安全対策会議条例

平成18年2月13日条例第84号
改正

平成25年9月30日条例第28号
平成27年3月20日条例第8号

長浜市交通安全対策会議条例

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、長浜市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 本市の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員15人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 市の職員

(特別委員)

第4条 会議に特に必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、中日本高速道路株式会社その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該事項が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民協働部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月13日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第28号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。